

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名稱 生活協同組合おかやまの二ほか
所 在 地 津市林田一七代の氏名
2 届出者の名稱、住所及び表記
名稱 生活協同組合おかやま
住 所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代 表 者 の 氏 名 理事長 平田 昌三
3 変更事項
大規模小売店舗における小売業を行なう者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 株式会社玉崎
住 所 北区宮原町二丁目一九の四
代 表 者 の 氏 名 代表者玉崎
(変更後) 名称 株式会社玉崎
住 所 北区宮原町二丁目一九の四
代 表 者 の 氏 名 代表者玉崎

4 変更年月日
令和二年二月二十一日

二 届出年月日
令和二年二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間
令和二年三月十日から同年七月十日まで
2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課